

10

万円

特別定額

給付金

令和2年8月26日（水）

までに



（消印有効）

手続きをお済ませください

※期限を過ぎると申請できなくなります。ご注意ください

①申請書が届いているかご確認を

申請書は、基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている受給権者（世帯主）にお送りしています。

申請書が届かない方は8月19日（金）までにお問い合わせください。

②申請書を提出

申請書に必要な事項を記入し、本人確認書類（写し）と振込口座が分かる書類（写し）とともに郵送してください。

※受給権者（世帯主）がマイナンバーカードをお持ちの場合、オンライン申請もできます

③受給権者（世帯主）が受給します。



狛江市 市民生活部

特別定額給付金対策室

電話 0570-00-2552（平日 8:30~17:00）



給付金を装った詐欺やデマにご注意を！